

## 湖南省発達支援センター条例案<概要>

平成 18 年(2006 年)6 月 5 日

### 1. 制定の目的

16 年度バリアフリー化推進功労者内閣総理大臣表彰を受賞するなど、高く評価されている「湖南省発達支援システム」の中で、専門的な相談、指導、療育等を実施し発達支援システムの中核的機能を担ってきた「湖南省発達支援センター」を、市の施設として位置づける。

### 2. 条例の目的

障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例第 14 条の規定に基づき、「湖南省発達支援センター」を設置することを目的とする。

### 3. 湖南省発達支援センターの事業

- ①心身の発達に関する相談、指導、療育等
- ②心身の発達の支援に関するサービス調整
- ③心身の発達、障がい等に関する研修、啓発等
- ④障害者自立支援法に基づく児童デイサービス 他

<事業の名称>

- 発達相談
- 早期療育発達相談
- 親子教室
- 療育教室（児童デイサービス）
- ことばの教室幼児部
- ことばの教室学齢部

### 4. 利用対象者

湖南省内に在住する障がい児、発達に支援の必要な児童とその保護者・家族

### 5. 利用料

- 児童デイサービスについては市に申請し障害者自立支援法に基づく介護給付費の支給決定を受けることが必要  
自己負担は全額免除（ただし、特定費用（実費）は徴収）
- その他は無料

### 6. その他（規則で定める事項）

- 開所時間 8:30～17:15
- 休所日 土曜・日曜、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）